

[平成18年 第3回定例会]-[09月14日-03号]-P. 212

◎20番(青山圭一) 総務委員会に付託となりました議案第134号、黒川地区小中学校新設事業の契約の締結について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。(資料編27ページ参照)

委員会では委員から、PFI事業導入の考え方について質疑があり、理事者から、黒川地区小中学校へのPFI事業の導入については、平成15年度の黒川特定土地地区画整理事業に伴う学校施設建設の協議の中で、整備の手法の一つとしてPFI事業の導入が検討され、決定したものである。PFI事業の導入に当たっては、設計・建設・管理運営など民間企業が個々に有するさまざまなノウハウを一体的に活用することにより、既存の学校と比較して、公共サービス水準の向上や事業期間全体を通じた公共的財政負担の縮減などが期待できるものと考えているとの答弁がありました。

次に委員から、PFI事業に係るアドバイザーについて質疑があり、理事者から、PFI事業に伴うアドバイザーは、PFI事業を適切かつ確実に実施するため、財政面や技術面などのアドバイスや支援を受けることを目的として、第三者機関に委託し設置をしている。PFI事業の契約の締結後のアドバイザーの設置については、PFI事業の全体的な予算を考慮しながら、必要に応じて検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に委員から、PFI事業による新設校の学校施設評価の方法について質疑があり、理事者から、本市がPFI事業受託者に対して実施するモニタリングによる事業評価のほか、本契約には、PFI事業受託者が年1回、保護者などを対象としたアンケート調査の実施や児童生徒、保護者、地域住民、教職員の意見集約を行うこととなっており、それらの方法で学校施設評価を行い、生徒、保護者等、利用者の声を反映できるような仕組みづくりを考えているとの答弁がありました。

次に委員から、黒川地区小中学校の規模について質疑があり、理事者から、現在の黒川はるひ野再開発事業規模80ヘクタール、人口8,800人の想定から、児童予測値を学級数で平成20年度、小学校14学級、中学校6学級、平成21年度、小学校16学級、中学校6学級、平成22年度、小学校18学級、中学校6学級と見込んでいるとの答弁がありました。そこで委員から、中学校の想定される学級数が1学年で2学級、3学年で合計6学級とのことであるが、学校の適正規模・適正配置の考え方との整合性について質疑があり、理事者から、新設される中学校の想定される学級規模6学級は、学校の適正規模の基準である12学級から24学級に該当しないが、黒川地区小中学校は、小中一貫教育の学校として新設されることなどから、新たな適正規模・適正配置の基準の策定が必要であり、平成20年開校に向けて検討を進めていきたい。また、近隣に私立学校が多数あることから、学級規模の決定に当たっては、黒川地区の私立学校への進学率に影響が考えられるため、今後、当該地区における進学に対するアンケートを実施し、保護者の意向などの状況把握に努めたいとの答弁がありました。

次に委員から、通学区域に対する考え方について質疑があり、理事者から、平成16年度に策定した基本構想報告書における通学区域に対する考え方は、小中学校の連携に配慮した通学区域を想定していたが、今回、小中一貫教育の観点から、小中学校の通学区域を同一としたものである。しかしながら、新設中学校の通学区域については、通学区域からの生徒推計の推移が未確定の部分があることなどから、今後、通学区域外からの就学希望者

の取り扱いについて検討していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、学校施設の概要等について質疑があり、理事者から、校舎1階を小学校1・2年生、2階に3・4年生、3階に5・6年生及び中学校1年生、4階に中学校2・3年生を配置することを検討している。また、校務センターは小中学校全体の職員室、メディアセンターは図書室及びコンピューター室となっている。さらに、小中学校それぞれに、体育館、グラウンドを整備している。なお、中学校の教科担任が小学校の教科担任となることなど、小中一貫教育学校の特色を生かすため、小中学校それぞれの施設が一体として使用できるよう配慮した施設の性能を持っているとの答弁がありました。

次に委員から、施設の図面の公表について質疑があり、理事者から、施設概要の図面の公表については、著作権の問題があるため、PFI事業の正式な契約の締結後に公表が可能と考えているとの答弁がありました。

次に委員から、小中一貫教育における学校の管理体制及び小中一貫教育に対する本市の考え方について質疑があり、理事者から、小中一貫教育における学校の執行体制については、小中一貫教育などの教育課程の最終的な決定権は学校長にあることなどから、新設校の校長にゆだねる方向で、年度内を目途に検討を進めている。また、小中一貫教育については、今後、国の教育改革の動向を注視しながら、本市として研究を行うとともに検証を重ね、小中一貫教育のよい部分を伸ばしていきたいとの答弁がありました。そこで委員から、新たな学校教育の取り組みである小中一貫教育を進めるに当たっては、事前にしっかりとした研究を行い、平成20年開校に向けて、学校運営の体制づくりを整えていただきたいとの意見がありました。

次に委員から、教科の習熟度別学習に対する考え方について質疑があり、理事者から、習熟度別学習は、単元や課題に応じた活用が可能であることや、集団の選定方法が本人の意向や目標に応じて指導者の考えで選定することが可能であるなど、一人一人の状況に対応ができることから、各学校の判断により、本市の小学校47校、中学校15校で実施している。黒川地区小中学校については、教科教室を活用した習熟度別学習を実施していく予定であるが、小中一貫教育の手法も含め、モデル校として位置づけ、今後、検証しながら、新築・改築する学校や未実施の学校についても、学校の状況に応じ、計画的に取り入れていきたいとの答弁がありました。これに対して委員から、習熟度別学習は、学力の問題により児童生徒が振り分けられる危険性があり、慎重に検討すべきとの意見がありました。

次に委員から、教科教室とホームベースについて質疑があり、理事者から、教科教室は、教科教室を中心に隣接するスペース等も利用し、教科の特性に応じたよりよい学習環境を整えることで、学習意欲の喚起に大きな効果を得られるものと考えている。また、授業以外の生徒の居場所として、学級ごとにホームベースという場所を設置し、生徒同士の交流やコミュニケーションの場としているところである。さらに、放課後についても、教科教室とホームベースを一体とした使用を可能とすることで、生徒に教育の空間をできる限り提供できるよう努めていきたいとの答弁がありました。

次に委員から、新設される黒川地区小中学校の近隣の白鳥中学校では、プレハブ校舎を使用しており、新設校との教育環境の格差が懸念される。白鳥中学校の校舎整備の今後の見込みについて質疑があり、理事者から、白鳥中学校の校舎の整備については、生徒推計の推移は未確定ではあるが、現在のところ、白鳥中学校の通学区域内の生徒数は増加傾向

にあることから、生徒数の推移に応じて、今後、校舎の増築など、教育環境の整備に努めていきたいとの答弁がありました。

次に委員から、黒川地区小中学校をコミュニティスクールとすることに対する考え方について質疑があり、理事者から、保護者、地域住民、学校が一体となる学校運営協議会型のコミュニティスクールについては、本年4月に開校した土橋小学校を含め、市内4校の小学校において研究を進めており、その検証結果を踏まえて、今後、小中一貫校におけるコミュニティスクールについて検討を進めていきたいとの答弁がありました。

次に委員から、中学校の給食について質疑があり、理事者から、中学校については希望者にランチサービスを実施し、現在、実施しているランチサービスの価格400円を想定している。また、ランチサービスは、小学校の調理室を利用し、小学校給食と同様なメニューで調理したものを、中学校用にカロリーを考慮し提供する予定であるとの答弁がありました。

次に委員から、さまざまな観点から、PFI事業を導入することで財政面での縮減が必ず見込めるとは思えない。また、15年間という長期間、同一の事業者が管理運営を行うが、経済情勢等により事業者が倒産するリスクも抱えているなど、市民の理解も十分得られていないと考える。よって、本議案には賛同できないとの意見がありました。委員会では、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。(拍手)